

番号	成果目標	達成予定年度	中間評価年度	対応事業	参照情報
1	施設の老朽化及び市営簡易水道と小規模水道等を統合整備し、安全で安定した飲料水の供給を図り、給水人口を約2,600人に増やし、その後県営水道に移管する。	H28	H25	水道施設整備に関する事業 ・簡易水道再編推進事業	相模原市簡易水道事業統合計画において目標設定済
2	広域ネットワークを形成する道路や都市拠点の整備を進め、活力あふれ安心して暮らせる広域交流拠点都市を形成するため、インターチェンジから20分到達圏内の面積を10,304ha(H22・市域全体の約30%)から13,717ha(H25・市域全体の約40%)に拡大する。 社会資本総合整備計画の事業と合わせて目標を達成するもの。	H25		社会資本整備に関する事業 ・道路の改良に係る事業 ・交通安全対策に係る事業 ・無電柱化に係る事業 ・効果促進事業	社会資本総合整備計画(計画名:活力あふれる広域交流拠点都市と安全・安心な暮らしを支える基盤整備)において目標設定済
3	安全・安心な暮らしを支える道路整備を進め、活力あふれ安心して暮らせる広域交流拠点都市を形成するため、市内で発生した交通事故について、道路延長あたりの交通事故件数を1.64件/km(H22)から1.59件/km(H25)に削減する。	H25		社会資本整備に関する事業 ・道路の改良に係る事業 ・交通安全対策に係る事業 ・無電柱化に係る事業 ・効果促進事業	社会資本総合整備計画(計画名:活力あふれる広域交流拠点都市と安全・安心な暮らしを支える基盤整備)において目標設定済
4	相模原市雨水対策基本計画に基づき浸水被害対策(河川改修)を実施する地域において、概ね時間雨量50mmの降雨に対して安全となる区域の面積を9.23k㎡(H22)から9.61k㎡(H26)に増加する。	H26	-	社会資本整備に関する事業 ・都市基盤河川改修事業 ・総合流域防災事業	社会資本総合整備計画(計画名:相模原市雨水対策基本計画(河川整備プログラム))において目標設定済
5	中心市街地として相応しい便利施設の集積を図るため、土地区画整理事業や道路事業等の都市基盤の整備を行うことにより、商業店舗売り場面積を10%増加する。	H25		社会資本整備に関する事業 ・市街地整備事業	都市再生整備計画(橋本・城山地区)において目標設定済
6	地区の交通結節点としての役割を果たすため、安全で利便性の高い道路整備事業を推進し、アクセス性を向上させることにより、橋本駅利用者数(1日平均)を5%増加する。	H25		社会資本整備に関する事業 ・市街地整備事業	都市再生整備計画(橋本・城山地区)において目標設定済
7	新・相模原市総合計画の個別施策目標である「適正な水環境の確保」のため、合流式下水道区域(393ha)の分流化(汚水管の新設)面積を114haから129haに増加させる。	H24		社会資本整備に関する事業 ・公共下水道整備事業 ・効果促進事業	社会資本総合整備計画(計画名:「潤水都市さがみはら」における下水道整備の推進)において目標設定済
8	新・相模原市総合計画の個別施策目標である「適正な水環境の確保」のため、水源地域における公共下水道(汚水環境)の未普及解消面積を987haから1,095haに増加させる。	H24		社会資本整備に関する事業 ・公共下水道整備事業 ・効果促進事業	社会資本総合整備計画(計画名:「潤水都市さがみはら」における下水道整備の推進)において目標設定済
9	雑排水対策を促進する必要がある地域において、生活排水処理基本計画に基づき浄化槽の計画的な整備を図る。 定量的指標:345基	H27	H25	循環型社会形成推進に関する事業 ・浄化槽設置整備事業	「相模原市第二期循環型社会形成推進地域計画」において目標設定済
10	生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図る 定量的指標:840基	H27	H25	循環型社会形成推進に関する事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	「相模原市第二期循環型社会形成推進地域計画」において目標設定済
11	児童の環境教育のため及び非常時に利用可能な発電設備として使用するため、小学校2校(向陽小学校・大島小学校)の校舎屋上に太陽光発電設備を設置する。	H25		学校施設環境改善に関する事業 ・太陽光発電等の整備に関する事業	「相模原市公立学校等施設整備計画」において目標設定済